

☆ 2022年3月31日退職する方へ ☆

退職時に寄せられる質問はたくさんありますが、特に数多くの質問を受けている項目に関して、以下のとおりQ&Aでお知らせします。ご確認ください。

【Q1】 在職期間に使用していた保険証はどこに返却したらよいですか？

【A1】 保険証は会社から指定されている事業所等へ返却してください。

【Q2】 退職後にジェイティ健保の任意継続へ加入したいと考えているが、保険料はいくらになりますか？

【A2】 任意継続の保険料は、標準報酬月額に保険料率を乗じて算出されます。また、任意継続の標準報酬月額は、次のいずれか低い額とされます。

① 退職時の標準報酬月額

※退職時の標準報酬月額は、給与明細書、または会社へご確認ください。

② ジェイティ健保の全被保険者の平均標準報酬月額

※R4年度：470,000円（毎年見直しが行われます）

例) ①退職時：530,000円の方は、②470,000円が適用されて保険料計算され、月納保険料(毎月)は 45,590円となります。

※保険料額は、「任意継続被保険者 保険料早見表」で月納付(毎月)、前納(半期・1年)を確認することができます。

※退職時の標準報酬月額は、任意継続を資格喪失するまで使用され、任意継続標準報酬月額決定の基礎となります。

【Q3】 退職後に、ジェイティ健保の任意継続と国民健康保険のどちらに加入した方が、保険料は安くなりますか？また、加入先によるメリット、デメリットなどありますか？

【A3】 ジェイティ健保の任意継続と国民健康保険では受けられる権利なども異なってきます。

ただし、国民健康保険の保険料はジェイティ健保ではわからないため、お住まいの自治体に確認する必要があります。

以下の図表を確認願います。

	保険料の決定	医療給付
任意継続	【A2】参照のうえ、①②のいずれか低い額 ※退職時の標準報酬月額が任意継続の基礎報酬となります。そのため、 <u>2年目以降、資格喪失するまでその報酬が使用されます。</u>	<u>法律で定められている給付金(高額療養費等)以外に、さらにジェイティ健保独自に設けている付加給付金制度があります。</u> ※詳細な計算方法(医療機関、入院・外来等、月単位ごと等)によるが、被保険者(本人)20,000円、被扶養者(家族)30,000円を控除した額が、さらに給付金として支払われます。 ※ <u>ご本人による申請は不要</u> です。
国民健康保険	<u>前年度の収入により計算</u> されます。 ※詳細はお住まいの自治体に確認してください。	<u>法律で定められている給付金(高額療養費等)のみ</u> 、ご本人の申請によって支払われます。

【Q4】 退職後に送られてくる「資格喪失証明書」は、いつころ送

付されますか？

【A4】 資格喪失証明書は、ジェイティ健保より4月1日以降にご自宅(健保登録住所)へ簡易書留郵便にて到着できるよう準備を進めています。

ただし、会社からジェイティ健保への喪失届(退職)の到着が遅い場合には、到着した書類の順番で処理をしていますので、発送時期が遅くなる場合があります。

※郵便事情等により、ご自宅への到着日が遅延する場合がありますので、ご承知おきください。

【Q5】 退職後に任意継続へ加入するつもりだが、新しい保険証、納付書は、いつごろ送付されますか？

【A5】 任意継続の新しい保険証、納付書は、ジェイティ健保に到着した書類の順番で任意継続処理を行い、可能な限りジェイティ健保より4月1日以降にご自宅(任意継続申請書に記載住所)へ簡易書留郵便にて到着できるよう準備を進めています。

ただし、ジェイティ健保に「任意継続申請書」の到着が遅い場合には、到着した書類の順番で処理をしていますので、発送時期が遅くなるになる場合があります。そのため任意継続に加入したい方は、早めに「任意継続申請書」を提出するようお願いいたします。

※任意継続申請書は資格喪失日から 20 日以内にジェイティ健保に申請書が到達しなければ、加入することができませんのでご注意ください。

※郵便事情等により、ご自宅への到着日が遅延する場合がありますので、ご承知おきください。

【Q6】 退職後に任意継続へ加入するつもりだが、在職時に加入していた家族(被扶養者)も加入したいと思っています。家族の手続きは、どのようにしたらよいですか？

【A6】 在職時に加入していた家族(被扶養者)を引き続きジェイティ健保の任意継続へ加入したいときには、「任意継続申請書」と併せて「被扶養者認定申請書」に必要事項をご記入のうえ、ジェイティ健保へ提出してください。

※在職時から引き続き任意継続で家族が加入したい際には、「被扶養者認定申請書」に添付書類は不要です。

【Q7】 退職後に任意継続へ加入したが、国民健康保険に加入したいので任意継続をやめたいと思っています。任意継続をやめることはできますか？また、手続きはどのようにしたらよいですか？

【A7】 任意継続を任意脱退することも可能です。手続きはジェイティ健保に任意脱退したい旨ご連絡をいただき、内容に応じて、必要な書類(申出書)をご自宅へお送りします。その後、書類(申出書)に必要事項をご記入のうえ、ジェイティ健保に書類(申出書)を返送し、ジェイティ健保は任意継続の資格を

喪失する処理を行います。また、支払済みの保険料は、資格喪失日より、保険料還付することになります。

※なお、任意継続加入中に就職により新しい健康保険へ加入した場合にも、ジェイティ健保にご連絡ください。

以上